

様式第19（第15条関係）

（表面）

8センチメートル

第 号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第26条第1項の規定
による立入検査等を行う職員の

身分証明書

職名

氏名

年 月 日 生

年 月 日 交付

経済産業大臣

印

← 3センチメートル →

写

真

押出
スタンプ

4センチメートル

6センチメートル

（裏面）

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律抜粋

第26条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質等は無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

四 第26条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本状の罰金刑を科する。